

新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査等受診支援事業 Q&A

No.	カテゴリ	質問内容	回答
1	1.申請について	同一の事業所について補助は1度だけか。	一度補助を受けた事業所であっても、感染者が再び発生し、法人の負担により抗原検査等を実施した場合は再度の申請が可能である。 また、複数の感染者が発生した場合は、各感染者をそれぞれひとつの案件とみなし、各案件ごとに受検者一人につき1回まで、検査費用を補助対象とする。
2	1.申請について	申請の際に、事前の相談が必要か。	本補助事業で補助対象とする抗原検査等は、あらかじめ市に相談し、事前協議を行っていただく必要がある。
3	1.申請について	申請は法人単位で行うのか。	お見込みの通り。 事前協議書には、抗原検査等を実施した事業所名を記載する欄があるが、申請はあくまでも法人名及び法人代表者名により行っていただく必要がある。
4	2.対象経費	感染者が発生した場合、補助対象となる検査を受ける期限はあるのか。	原則として、感染者の感染可能期間（Q&A No.11 参照）内の最終暴露日（接触日）後5日間に受検した検査費用について、補助対象とする。
5	2.対象経費	医療機関を受診し、医療保険適用外の抗原検査等を行った場合、検査費用の他に診療により発生する初再診料など医療費の自己負担部分も補助対象となるか。	医療保険適用される医療費の自己負担部分は補助対象とならず、保険適用外の検査費用のみが対象となる。
6	2.対象経費	医療機関を受診し、医療保険適用で抗原検査等を行った場合、検査費用の自己負担部分は補助対象となるか。	ならない。
7	2.対象経費	抗原検査等費用として、6,000円を超える金額を支出したが、超える部分については補助対象外か。	お見込みの通り。
8	2.対象経費	抗原検査を行った結果、陰性と判定され、確定診断のためにPCR検査を行った場合の補助上限は。	原則として補助対象とする経費はどちらか一方のみであり、上限は6,000円である。
9	2.対象経費	感染者が所定の期間の療養後、職場に復帰するにあたり抗原検査等を行った場合、当該検査費用は補助対象となるか。	ならない。当補助事業は、事業所等で感染者が発生した場合に、施設内での感染状況を速やかに把握することによってサービスの提供体制を維持するため、職員または利用者について、検査費用を補助するものである。お尋ねのケースは当補助事業の趣旨と合致しない。
10	2.対象経費	抗体検査の費用は補助対象外か。	お見込みの通り。
11	3.対象者	感染者の感染可能期間とは、いつからいつまでの間か。	【有症状者】 発症日を0日目とし、発症日の2日前から、発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまで。 【無症状者】 検体採取日を0日目とし、検体採取日の2日前から、検体採取後5日間が経過するまで。
12	3.対象者	感染者が発生したことを機に、事業所の職員全員に抗原検査等を行いたい、補助対象となるか。	対象者の範囲を一律に市で指定するものではないが、当補助事業は感染者が発生した場合に、事業継続に必要な検査を支援する趣旨であることから、感染者との接触が認められない者まで対象とすることはできない。ただし、感染者との接触については、必ずしも直接の接触に限定するものではないので、感染機会のある者も含め、必要な範囲で複数名に検査することは差し支えない。
13	3.対象者	補助対象は感染者と直接の接触があった者の検査に限られるか。	必ずしも直接の接触があった者に限るものではない。例えば感染可能期間中（Q&A No.11 参照）に感染者と交代勤務で同じ事務所で業務に従事していた者なども対象となり得る。
14	3.対象者	感染者といつ接触があった者が対象となるか。	原則として、感染可能期間中（Q&A No.11 参照）に接触があった者を対象とする。
15	3.対象者	職員が陽性になった場合であって、直接サービスの提供を受けた利用者の家族の検査費用は対象となるか。	対象外である。
16	3.対象者	補助対象となる職員の検査費用について、派遣社員など当該事業所所属以外の者の検査費用も対象か。	事業継続に必要と判断した検査費用であれば対象である。
17	5.その他	当該補助事業は来年度も継続されるのか。	未定である。
18	5.その他	市の実施する「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業」や、県の実施する補助金等との併用は可能か。	他の国、県または市の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。
19	5.その他	抗原検査等はどうすれば受けることができるか。	民間検査機関や抗原検査等を実施できる医療機関で検査可能。契約は直接当該検査機関等と行っていただく必要がある。なお、民間検査機関や抗原検査等を実施できる医療機関等の情報については提供できる場合があるので、必要に応じてご相談されたい。